

審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次） 三重大学大学院教育学研究科

【1】教職修士（専門職）の英語名称について、「Master of Education」とする考え方を、既設の修士課程の学位名称との違いを含めて説明すること。（改善事項）・・・1

【2】65歳以上の教員が退職した後においても教育水準の維持・活性化に支障がなく、教員組織の継続性に問題が生じることのないよう、対応や見通しについて具体的に説明すること。（改善事項）・・・2

【1】教職修士（専門職）の英語名称について、「Master of Education」とする考え方を、既設の修士課程の学位名称との違いを含めて説明すること。（改善事項）・・・1

（対応）教職実践高度化専攻に完全移行しても、教育学研究科の目的が変わるものではなく、「Master of Arts」との差異についても加筆することで、引き続き、教職修士（専門職）の英語名称を「Master of Education」とすることが適当であることを補足した。

（新旧対照表）設置の趣旨を記載した書類（4ページ）

新	旧
(2)学位の名称 学位の名称を「教職修士(専門職)」とする。<u>今回の改組は、改組前の三重大学教職大学院においては十分ではなかった特別支援教育、幼児教育、教職専門（教科教育を含む）の内容を補い、三重県の教員育成指標に示されている内容を網羅したものであって、教育に関する高度専門職業人を育成する本研究科の目的はなんら変わるものではない。そのため、英文表記については、人文科学の専門性を想起させる「Master of Arts」ではなく、人文・社会科学と自然科学の双方を包括した学際的な学問としての教育諸科学を前提とする「Master of Education」とする。</u>	(2)学位の名称 学位の名称を「教職修士(専門職)」とする。 <u>英文表記を以下のとおりとする。</u> <u>Master of Education</u>

【2】65歳以上の教員が退職した後においても教育水準の維持・活性化に支障がなく、教員組織の継続性に問題が生じることのないよう、対応や見通しについて具体的に説明すること。（改善事項）

（対応）

完成年度までに定年を迎える教員については、専任教員として引き続き任用しその豊富な経験を活かし教育の水準の維持を図る。そのため、本人の了承はもとより、役員会においても、該当教員の採用の継続が承認されており、その根拠資料として役員会の議事録を追加した。完成年度以降の教育組織の継続性については、教職実践高度化専攻へ完全移行した後も、引き続き三重県教育委員会から現職教員を実務家教員として派遣することの了解を得ており、その旨は三重県教育委員会の賛同書（資料10）にも記載がある。また、継続的に後任人事を実施する資料として、後任人事の見込みを記載した資料を追加した。

（資料11）

（新旧対照表）設置の趣旨を記載した書類（15ページ）

新	旧
（2）教員の年齢構成と定年規定との関係 ・ ・ ・ なお、本学の「国立大学法人三重大学職員就業規則」においては、教員の定年は65歳と定められている。本学教職大学院の完成年度までに定年を迎える教員が10名いるが、教育研究の継続性を担保するため、「国立大学法人三重大学特任教員（教育担当）に関する規程」（資料9）を根拠とし、専任教員として引き続き任用し<u>その豊富な経験を活かし教育の水準の維持を図る。なお、完成年度までに定年を迎える教員には、完成年度まで採用を継続することの承諾を得ており、令和2年3月26日の役員会でも承認を得ている。完成年度後の教員組織の継続性について、三重県教育委員会から実務家教員として現職教員の派遣を継続することの了解を得ている。（資料10）</u>また、<u>完成年度までに定年を迎える教員のうち実務家教員2名については、定年延長を終えた令和5年度に公募による後任採用を行う。さらに、研究者教員1名及び実務家教員2名についても、定年延長を終えた令和6年度に公募による後任採用を行う。（資料11）</u>	（2）教員の年齢構成と定年規定との関係 ・ ・ ・ なお、本学の「国立大学法人三重大学職員就業規則」においては、教員の定年は65歳と定められている。本学教職大学院の完成年度までに定年を迎える教員が10名いるが、教育研究の継続性を担保するため、「国立大学法人三重大学特任教員（教育担当）に関する規程」（資料9）を根拠とし、専任教員として引き続き任用<u>すること</u>を令和2年3月26日の役員会で決定した。また、令和5年度には後任人事として、実務家教員については学校現場の実務経験を有する者2名を採用する予定であり、研究者教員についても1名の若手教員の公募を予定している。<u>この人事計画により、退職年齢を超える専任教員の割合が約19%となり、実務家教員のうち定年を延長する者が専任教員数に対する割合も31%となるため、完成年度以降も教員組織の継続性が確保される。</u>